平 監 第 55 号 令和2年11月30日

平川市長 長 尾 忠 行 様

平川市監査委員 鳴 海 和 正

平川市監査委員 工 藤 秀 一

財政援助団体等監査(補助金交付団体監査)の結果報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体 等監査(補助金交付団体監査)を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を 報告する。

記

# 第1 監査の概要

1 監査の目的

市が補助金を交付している次の団体について、その事業が補助等の目的に沿って 適正かつ効果的に行われているか、また、所管課では適正な交付事務を行っている のか等について監査した。

2 監査の対象

平川市青少年国内交流事業

団体名 平川市子ども会育成協議会

所管課 教育委員会平賀公民館

3 監査実施日時及び場所

日時 令和2年11月17日 午前9時~

場所 平川市文化センター

### 4 監査の範囲

令和元年度に交付された補助金及び現金等の取り扱いに係る出納及び事務の執行 を対象とした。

# 5 監査の着眼点

財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効果的に行われているか を主眼として、次の観点について団体及び所管課を監査した。

- (1) 団体について
  - ① 交付申請、請求、受領手続き及び実績報告等は適時、適正に行われているか。
  - ② 収支の会計経理は、適切に行われているか。
  - ③ 関係帳票の整備、記帳は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類は適正に整理・保存されているか。
- (2) 所管課について
  - ① 補助金交付に係る規定は整備されているか。
  - ② 交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
  - ③ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
  - ④ 領収書等の証拠書類により支出の実態を十分に把握しているか。
  - ⑤ 団体に対する指導監督は適切に行われているか。

## 6 監査の方法

- (1) 関係書類の実地調査
- (2) 団体及び所管課からの聴取調査

# 第2 監査の結果

### 1 補助事業の内容

| 事 業 名 | 令和元年度平川市青少年国内交流事業  |
|-------|--|
| 事業目的  | 平川市及び南九州市の将来を担う中学生・高校生を、気候<br>風土の異なるそれぞれの市に派遣・受入し、その地域の家庭<br>にホームステイしながら、文化、教育、産業を学ぶことによ<br>って青少年活動の活性化を図り、今後のまちづくりに資する<br>ことを目的とする。 |
| 事業内容  | 【派遣】(平川市→南九州市)<br>期間:令和元年7月20日~同月23日<br>当市からの参加者:中学生5名(男3名、女2名)、引率者<br>3名(子ども会育成協議会2名、平賀   |

|         | 公民館職員1名) 研修内容:研修地での同世代との交流(ホームステイを含む)、史跡・名所・教育文化施設等の見学など 【受入】(南九州市→平川市) 期間:令和元年12月25日~同月28日 南九州市からの参加者:中学生5名(男2名、女3名)、引率者3名(国内派遣事業実行委員会1名、教育委員会社会教育課職員2名) 研修内容:研修地での同世代との交流(ホームステイを含む)、史跡・名所・教育文化施設等の見学など |
|---------|---|
| 補助対象事業費 | 1, 376, 669 円   |
| 補助金決定額  | 1,064,400円(うち不用額13,831円を市へ返還済)  |
| 事業成果    | 子どもたちは、南国と北国の生活、気候、風土の違いの一端を知ることができ、人々の温かさや文化、教育、産業を肌で感じ取り、短期間において成長がみられる。この経験が今後の人生において大きな自信となり、将来の平川市の発展に大きく貢献してくれるものと期待される。  |

# 2 監査結果

# (1) 平川市子ども会育成協議会に関する事項

交付申請及び実績報告などの各種手続きや会計経理については、適正に行われていた。また、各種関係帳票等についても誤りはなく、対象経費の算定も適正で問題はなかった。

子ども会は、子どもたちがその活動を通して地域の人とつながりを持つことができる重要なコミュニティ活動である。

平川市子ども会育成協議会においては、様々な事業により、子どもたちが成長する上で必要な社会性、協調性、徳性などを学ばせ、当市の児童・青少年の健全育成に貢献されていることに敬意を表するものである。今後も子どもたちの成長を支え、当市の発展に大きく貢献する人材育成をお願いしたい。

# (2) 所管課に関する事項

補助金に係る規定の整備については、対象経費を明確に規定しており問題はなかった。また、補助金の交付目的及び対象事業の把握、交付事務に関する一連の事務処理についても適正に行われていた。

今後も実績報告書及び領収書等の証拠書類をよく精査し、支出の実態を十分に把握するとともに、引き続き団体と適時連絡を取り合いながら、指導・助言をしていただきたい。